第1編 基本理念及び基本目標

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本理念

この計画は、会津若松市環境基本条例 (資料1) 第3条の基本理念に基づいて、環境施策を総合的かつ計画的に推し進めるためのものです。

同条例の前文でも、生産活動や消費活動が地球環境に与える影響への対応、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を掲げています。また、本市では現在「スマートシティ会津若松」を目指し、その取り組みを進めております。

これらを踏まえ、第2期環境基本計画においても、前計画の「環境の保全と創造の持続性」「協働」「主体的参画」の基本理念は受け継ぎながら、環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会、人と自然が共生し市民が安心して暮らせる社会づくりを目指します。

会津若松市環境基本条例

(前文)

わたしたちのまちは、雄大な自然と史跡若松城跡に代表される豊富な歴史的文 化遺産の中で、今日まで着実な発展を続けてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、本市においても新たな課題として都市型及び生活型公害の発生や廃棄物の増加及び不法投棄等の問題が顕在化してきており、さらに、元来自然が持つ浄化能力を上回る生産活動や消費活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは市民の権利であり、わたしたちは、この良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承している。

このような認識の下、市民、事業者及び行政のすべての者の協力と働きかけによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる会津若松市の実現を目指し、この条例を制定する。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、環境資源及び自然の生態系*に十分配慮し、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者の協力と働きかけによって行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的 に推進されなければならない。

第2節 計画の考え方及び役割・性格

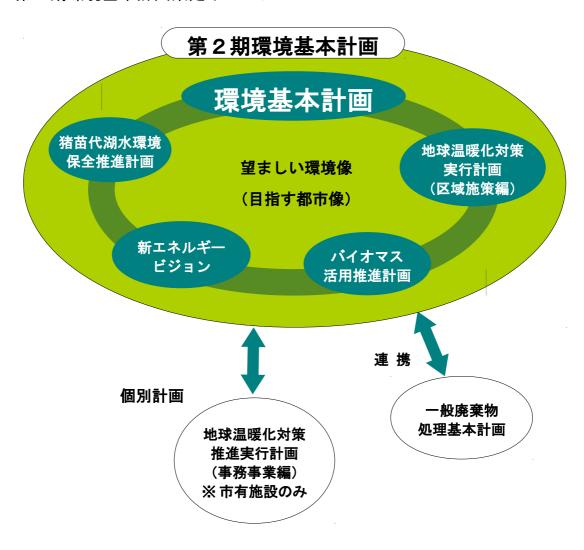
この計画は、市環境基本条例第8条(環境基本計画の策定及び公表)に基づき策定するものであり、国や福島県の環境基本計画との関連性に配慮しながら、「会津若松市総合計画」*を環境面から実現する、環境行政の最上位計画の役割を持ちます。

また、その他の環境に関連する計画や各種の事業計画などについても、各施策の内容と整合を図ります。

そのため、「会津若松市猪苗代湖水環境保全推進計画」、「会津若松市新エネルギービジョン」、「会津若松市バイオマス活用推進計画」及び「会津若松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の4計画について、本計画に含めることにより効果的に進行管理を図ります。

なお、「会津若松市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)」*及び「会津若松市 地球温暖化対策推進実行計画」*(市有施設からの温室効果ガス排出削減目標を定めたも の)については、各法令による策定義務等を含めた計画の取り扱いが異なるため、本計画に 統合せず、相互に連携を図るものとします。

〈〈 第2期環境基本計画策定イメージ 〉〉



計画の役割・性格は以下のとおりです。

- 第7次会津若松市総合計画の基本構想に掲げるまちづくりのビジョン「ともに歩み、ともに創る「温故創しん」会津若松」を環境面から実現していくために、施策の策定等にあたっての基本的方向を明らかにしています。
- 市環境基本条例の基本理念(第3条)の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策を明らかにしています。
- 「望ましい環境像」及び4つの「環境目標」を設定し、施策展開の方向及び可能な限り 目標値を定め、達成を図ります。
- 市環境基本条例に定められている、事業者・市民の責務を果たすため、事業者及び市民 についての「環境配慮指針」*を定め、行動の促進を図ります。
- 各種事業計画と本計画との整合・連携を図ります。



【参考】市環境基本条例

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、会津若松市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときには、これを公表しなければならない。
- 5 環境基本計画を変更する場合は、前2項の規定を準用する。

第2期環境基本計画(改訂版

第3節 計画の期間

計画の期間は、平成26年(2014年)度を初年度とし、平成35年(2023年)度を目標年度としています。ただし、計画の中間年度である平成30年(2018年)度に、本計画がより実効性の高いものとなるよう、市の総合計画等との整合や、国や県等の動向を踏まえながら、これまでの取組成果の検証・分析や目標等の再検討など中間見直しを行い、改訂版を策定しました。

また、今後、エネルギー政策など国の動向により、必要に応じて見直しを行います。

第4節 計画の構成

本計画の構成は、「序章」、「基本理念及び基本目標」、「基本計画」、「計画の推進に 向けて」及び「資料編」の5編で構成しています。

序章

- 改訂の趣旨
- 改訂の基本的な考え方
- 本市を取り巻く環境状況の変化
- 環境目標等の進捗状況について
- 改訂版における見直し等の概要

第1編 基本理念及び基本目標

- 計画の基本理念や位置づけ
- 本市の環境の現況と課題
- 「望ましい環境像」及び基本目標

第2編 基本計画

○ 望ましい環境像及び4つの基本目標を達成するために、市が行う取り 組み(個別目標ごとに整理)

第3編 計画の推進に向けて

- 市民と事業者の「環境配慮指針」
- 計画の進行管理

資料編

- 〇 関連条例
- 環境基準*・規制基準 (35ページ)
- 本市の放射線に関する状況等
- 本市の温室効果ガス排出量等
- 用語解説

第2章 本市の環境の現況と課題 第1節 社会環境

1 地勢

本市は、福島県の西部、会津盆地の 東南に位置し、東は猪苗代湖と接し、 南は大戸岳、布引山など諸山岳を境と し、西は会津盆地を縦断する阿賀野川 水系阿賀川(大川)を越え、市域面積 は382.99k㎡です。

市街地は、東から西へ緩やかな傾斜を示し、その中心を阿賀野川水系湯川が流れ、阿賀川へ注いでいます。

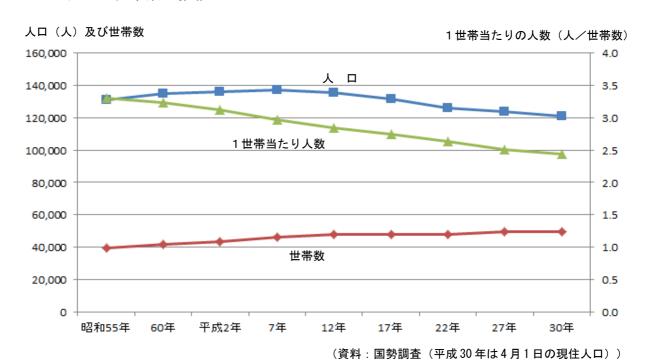


2 人口等

本市は、平成16年(2004年)11月1日に北会津村と、平成17年(2005年)11月1日 に河東町と合併し、平成30年(2018年)4月1日現在の現住人口は121,068人です。

近年は、世帯数は増加しているものの、人口及び1世帯当たりの人数は減少傾向にあります。こうしたことから、平成27年(2015年)4月、本市では「会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」*等を策定し、「10万人程度の長期的な安定人口の実現」を目指すこととしております。

■人口および世帯数の推移

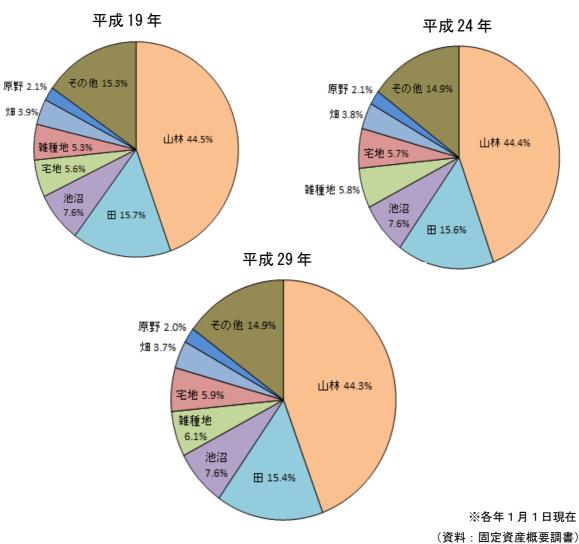


3 土地利用

本市の面積は、合併等に伴い約382.99km に拡大しました。本市は山々に囲まれた盆地部にあり、面積の半分近くを山林が占めています。

土地利用の割合には大きな変化は見られませんが、人口減少・少子高齢化の進行等を踏まえ、環境に配慮し、住みやすく、暮らしやすいまちづくりが必要となります。

■地目別土地利用割合



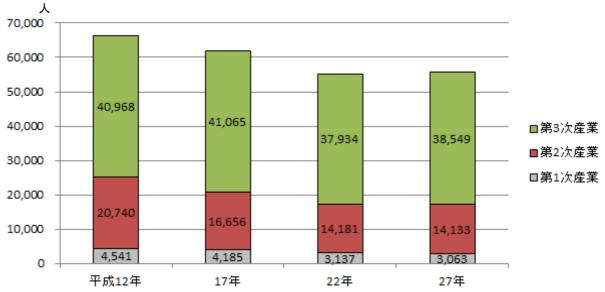
4 産業

本市では、生産年齢人口の減少により、第1次産業・第2次産業・第3次産業のすべてにおいて就業人口が減少傾向にあります。 (次ページ参照)

今後は、地域の特性を活かした観光や農業をはじめとする各種産業の振興を図るとともに、企業誘致や新規産業の創出を推進していく必要があります。

こうした中、事業活動における省エネ活動やゼロエミッション*等による環境負荷*の低減、空調機器・動力機器等の高効率化等による燃料消費量の削減、再生可能エネルギーや電気自動車の活用等による低炭素化の推進など、企業や事業者における環境配慮の取り組みも広がっています。

■産業別従業者数の推移



(資料:国勢調査)

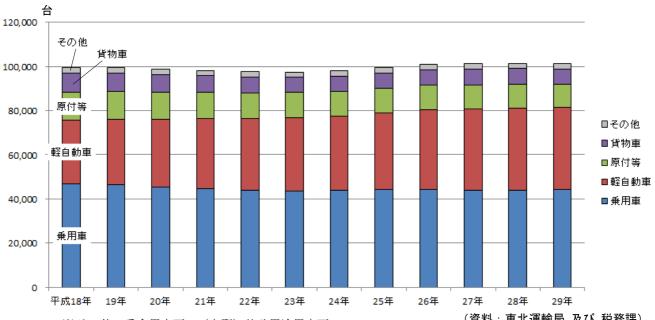
交通 5

本市の交通機関としては、鉄道やバス等の公共交通機関もありますが、主に自家用自動 車が市民の足となっています。平成29年(2017年)4月現在の乗用車と軽自動車の合計 登録数は約81,000台であり、他の車両を含め、ここ数年は増加傾向にあります。

自動車交通は、磐越自動車道の4車線化や会津縦貫北道路の開通により、市外とのアク セスはよくなりましたが、市内の一部においては道路が狭く、交通渋滞が発生している箇 所も見られます。

自動車排出ガスは、地球温暖化*や大気汚染の一因となっているため、公共交通機関の 利用促進やエコドライブ*の推進、電気自動車などの次世代自動車*の普及促進等を図っ ていくことが必要となります。

■自動車等登録台数の推移



※ その他…乗合用車両、(大型)特殊用途用車両

(資料:東北運輸局 及び 税務課)

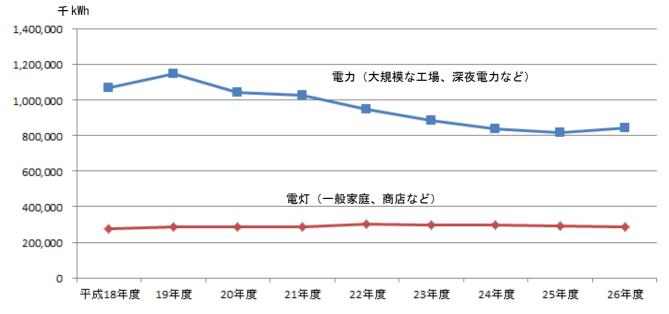
※原付等…原動機付き自転車、二輪の小型自動車、雪上車、小型の農耕用・特殊作業用車両

6 エネルギー(電気・ガス)

本市におけるエネルギー使用量は、電気については全体として減少傾向にあるものの、 都市ガスについては、エネルギー種の転換により病院や老人保健施設等での使用量が増え たことなどにより、業務用は大幅な増加傾向となっています。

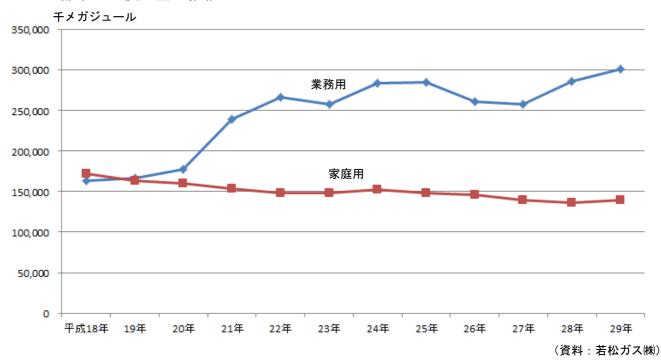
私たちの生活は、エネルギーの活用により便利で快適なものとなり、産業活動でも欠かすことができないばかりか、今後もさらに多くのエネルギーが必要になると考えられます。しかしながら、エネルギーを生み出すガスや石油などの化石燃料の使用は、地球温暖化や大気汚染の原因となるため、節電等をはじめとした省エネルギーに努め、環境への負荷の少ないライフスタイルに変えることが必要となります。

■電気使用量の推移



(資料:東北電力(株))

■都市ガス使用量の推移



第2節 生活環境

1 大気 (104ページ)

市内の大気汚染の状況は、県が設置している一般環境大気測定局*により常時監視するとともに、市も酸性雪の測定を毎年行い、大気の状況を確認しています。

これまでは、ほとんどの項目で環境基準を超えているものは測定されていませんでしたが、平成21年(2009年)5月に光化学オキシダント*濃度の上昇が確認され、本市で初めて光化学スモッグ*注意報が発令されました。

また、平成26年(2014年)2月には、微小粒子状物質(PM2.5)*の濃度の上昇が確認されましたが、濃度が上昇するメカニズムは現状では十分に解明されておらず、今後とも、国や県と連携し、迅速で正確な情報収集を行っていくことが必要となります。

2 水質 (105~106ページ)

市内には阿賀川、湯川などの河川が流れ、「天鏡湖」と呼ばれ東北第1位の面積を持つ猪苗代湖があります。

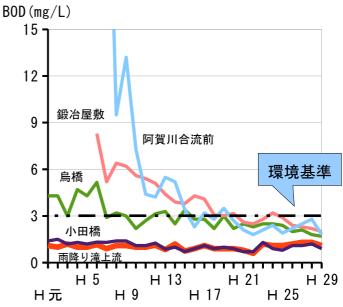
水質の汚濁の程度を表すBOD*(生物化学的酸素要求量)値で見ると、市内の各河川とも上流部では良好ですが、住宅密集地から下流部では、以前より状況が改善しているものの、一部の河川では数値が高くなっています。

また、猪苗代湖の水質はもともと酸性でしたが、流入する河川の酸性度の低下などで中性化し、水質が悪化する傾向にあります。

下水道等が整備された地区では、全体的に、水質が改善される傾向がありますが、 未整備地区においては、生活排水等による 水質汚濁が続いています。

今後とも下水道や合併処理浄化槽*への接続・転換を促進するとともに、生活排水による河川の汚濁防止への配慮が必要となっています。

■湯川のBODの経年変化





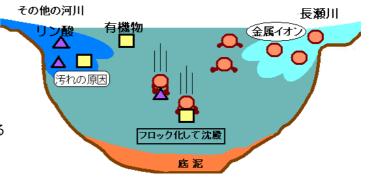
さらに、地下水については、昭和61年(1986年)より非飲用地下水調査*が行われており、延べ135地点の調査を実施しています。平成29年(2017年)度調査において9地点中2地点で有機塩素化合物*が検出されましたが、環境基準を超えた地点はありませんでした。今後とも地下水の汚染状況について、監視を続けていきます。

自然の浄化作用(きれいにする働き)のある猪苗代湖

猪苗代湖には、鉄やアルミニウムが溶け込んだ長瀬川の酸性の水が流れ込んでいます。 長瀬川の水が猪苗代湖に入ると、溶けていた鉄などの金属が形を変え、水の汚れとなる 有機物やリン*と結びついて、湖の底に泥となって沈んでいきます。こうした浄化作用が はたらくことで猪苗代湖の水質は、平均COD*の値が1.1と全国でもトップクラスのき れいな湖となっています。

<< 猪苗代湖の浄化作用の仕組み >>

- 1. リンや有機物が湖の底に沈む
- 2. 植物性の微生物が増えにくくなる
- 3. 有機物 (汚れ) が増えにくい
- 4. 水がきれい



■ 猪苗代湖は、自然の浄化作用が うまくはたらいている湖です。

3 騒音・振動 (107~112ページ)

工場・事業所や建設作業等から発生する騒音・振動については、関係法令により規制がされています。

平成29年(2017年)度における市内の環境騒音調査及び自動車騒音調査では、それぞれ6地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

今後とも、工場等の固定発生源*に対する規制の遵守徹底や監視を継続していくとともに、自動車騒音等を防止するために、道路の整備や運転マナーの向上など、総合的に取り組んでいくことが必要となります。

4 廃棄物

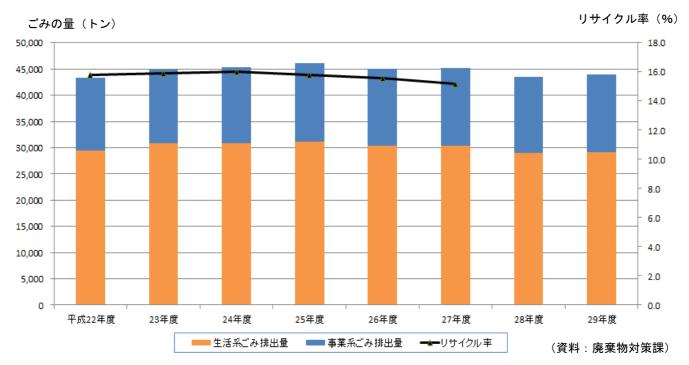
豊かな自然や限りある資源を次世代へ引き継いでいくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや生活スタイルを見直し、環境への負荷が少ない、資源循環型社会*を推進していく必要があります。

本市では、プラスチック製容器包装の分別収集、家庭用生ごみ処理機・容器に対する補助、学校給食施設から排出される生ごみのリサイクル*、レジ袋削減運動、古紙類やペットボトルの店頭回収など、市民・事業者・行政が一体となり「3R*運動」に取り組んできました。

その結果、東日本大震災以降、増加していたごみの排出量は、平成25年(2013年)度をピークに減少傾向にあります。

今後とも、ごみのさらなる減量化を目指し、引き続き「3R運動」に取り組むことが必要です。

■ごみの排出量とリサイクル率の推移



※リサイクル率については、平成28年(2016年)4月策定の「市一般廃棄物処理基本計画」において指標の見直しが 行われたことにより、平成28年(2016年)度以降の数値は把握されていません。

3 Rってなあに?

3Rとは、「リデュース (Reduce)*=できるだけごみを出さない」 「リユース (Reuse) *=使えるものはくり返し使う」 「リサイクル (Recycle) = ごみを再び資源として利用する」 という3つの英語の頭文字を取った言葉です。

「リフューズ (Refuse) =不要なものは買わない」

を加えて4尺と呼ばれることもあります。

<< 例 >> << 例 >> ・詰め替え製品を使う ・マイバッグを利用する ♪ Reuse 再使用

- バザーを利用する
- ・容器などを洗って使う



Recycle 再資源化

<< 例 >>

- ・古紙がトイレットペーパーに
- ペットボトルが服に



第3節 自然環境

1 気候

本市は、日本海側の気候に属しますが、太平洋側と日本海側の気候の接点にあたり、そのうえ四方を山々に囲まれた盆地であるため、内陸盆地特有の気候条件も加わった複雑な気候を示します。冬季には晴天が少なく降雪の多い日本海側の気候となり、夏季には反対に盆地特有の高温の日が続きます。また、春や秋には内陸性の気候条件も加わり、日中と夜間の気温差が大きくなります。

過去50年の平均気温の傾向を見るとわずかながら上昇傾向にあります。

また、本市の日照時間の平年値(※)は1,613時間で、降雪の多い地域でありながら、福島市(1,739時間)や郡山市(1,745時間)と比べても差は少ない状況にあります。 ※ 平年値… 1981年から2010年の30年平均値

■日照時間と平均気温



2 水環境

本市の水資源は、阿賀川などの一級河川が13河川、準用河川が2河川、磐梯朝日国立公園*に指定されている猪苗代湖などがあります。猪苗代湖水は戸ノロ堰から市街地を経由して郊外の水田に送られており、阿賀川の水は門田堰から農業用水として利用された後、住宅地の側溝を経由し河川に流れ込んでいます。

他にも、水力発電や市民の飲料水に利用されており、河川の維持や噴水などにも使われています。また、市内には、イトヨの生息する県指定天然記念物の白山沼など、多くのため池や沼が分布しています。

今後も本市の貴重な水資源を保全し、大切に 利用していく必要があります。



猪苗代湖

3 植物

本市の植生は、一部アカマツなどの常緑針葉樹* がありますが、多くはブナ、ミズナラ、コナラ、 クリなどの落葉広葉樹*林であり、自然度の高い山 林が多く残されています。

また、国の天然記念物*である赤井谷地沼野植物 群落*では、亜寒帯植物であるホロムイイチゴなど の貴重な植物が自生しています。

その一方で、市街地では緑地や樹林地が減少傾向にあります。

山地や丘陵地、農地の保全をはじめ、市街地の緑地等を保全・創造することが重要となります。



赤井谷地沼野植物群落

4 動物

平成13年(2001年)度からの野生生物の分布調査や 文献調査の結果、市内には、国の特別天然記念物のニ ホンカモシカや天然記念物のヤマネ、絶滅危惧種に指 定されているウケクチウグイなど、およそ2,700種の生 き物が生息していることを確認することができまし た。

今後も継続して野生生物の生息状況を調査しながら、 豊かな生態系の保全に取り組んでいくことが大切です。 また、希少種の生息域では開発を避けるとともに、 やむを得ず開発する場合においては、極力生息地域を 保全するような対策を行うことが必要です。



ニホンカモシカ (画像著作者 古川 裕司 氏)

5 景観

本市は、恵まれた自然景観と情緒あふれる歴史 的景観のどちらも併せもつ美しいまちです。城下 町として栄えた本市は、国史跡若松城跡をはじめ とした史跡がいたるところにあります。また、自 然景観では、背あぶり山などの山間地や丘陵地に 見られる森林景観と、阿賀川や猪苗代湖などの河 川や湖沼の水辺景観、市街地郊外では、水田を中 心としたのどかな田園風景が見られます。

自然環境を保全し、自然景観に配慮した建物・ 構造物を建設するとともに、史跡等の維持・補修 を行うなど歴史的な景観の保全に努めなければなり ません。



会津藩主松平家墓所(院内御廟)

第4節 地球環境

1 地球環境問題

地球環境問題 (下記参照) とは、国境を越え地球規模にまで影響が広がる環境問題です。 これらは先進国における経済活動の拡大や開発途上国における急激な人口増加による経済 発展等に伴い、1980 年代後半頃から大きな問題となっています。

近年は特に、生態系の変化や異常気象の増加などの原因の1つと考えられる「地球温暖化」が大きな問題となっており、国際的な対策が進められています。

【地球環境問題の例】

地球温暖化 有害廃棄物の越境移動* 酸性雨* 砂漠化 海洋汚染 野生生物種の減少 オゾン層*の破壊 熱帯林の減少 開発途上国の公害



地球温暖化が進むと、どんな影響があるの? その原因は?

■ 地球温暖化が進むと、どんな影響があるの?

地球温暖化が進むと、気温や海水温が上昇し、地球上の風の発生や水の蒸発の状況に変化が生じるため、気候に大きな影響が出てきます。

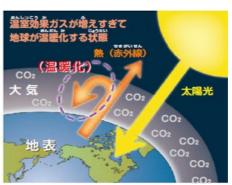
「温暖化」という言葉から、平均気温が上昇し、とても暑い夏や暖冬となることがイメージされがちですが、気温や降水量の変動の幅が大きくなるため、反対に冷夏や寒冬となることもあります。また、雨や雪が多い年があったり少ない年があったりと安定しなくなり、従来の気候が変化することもその影響の1つといわれています。

■ 地球温暖化の原因は?

地球は、太陽の光によって表面が温められ、その温まった熱は、宇宙に向かって放出されます。地球を覆っている大気には、この熱の一部を吸収し、地球を温室のように温かく保ってくれる「温室効果ガス」と呼ばれる気体(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン*ガスなど)が含まれています。もし、この「温室効果ガス」が全くなかったら、地球の平均温度は、およそマイナス 19 度になるといわれています。

近年、この「温室効果ガス(特に二酸化炭素)」が増えすぎてしまい、これによって、大気中に熱がこもって気温がどんどん上がり、地球温暖化が引き起こされていると考えられています。





(出典:地球温暖化防止国民運動事務局(環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室)ホームページより)

本市の平成26年(2014年)度の温室効果ガス排出量は、1,116.6千トンと推計されます。(資料9)

統計データが一部ないため、京都議定書*の基準年度である平成2年(1990年)度時点の総量と比較することはできませんが、6種類(平成27年(2015年)度から7種類)の温室効果ガスのうち、最も排出割合の多い二酸化炭素について見てみると、産業部門(製造業や建設業、農林水産業)において、排出量が約1割減少していることがわかります。その一方で、運輸部門(自動車や鉄道)や民生家庭部門(一般家庭)、民生業務部門(事務所、サービス業など)の排出量は増加傾向にあります。これは、自動車の所有数が増加したことや、わたしたちの家庭や職場などにおいて、電気・ガス・燃料等の使用量が増えたことが主な要因となっています。

温室効果ガス排出量	推計値(手に)(20%)
/m == ×// / / / / / / / / / PE =	1Hn1110(117/002)

			7111	1 == //J/N///////	<u>/ </u>	<u>100 (1 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</u>		
年度			平成2年 (1990年) 度	平成22年 (2010年)度	平成26年 (2014年)度	平成2年(1990年) 度から平成26年 (2014年)度の増 加率(%)	平成22年(2010年)度から平成26年(2014年)度の 増加率(%)	
温室効果ガス排出総量			_	1,018.6	1,116.6	_	9.6	
二酸化炭素(CO2)			879.8	938.4	1,068.0	21.4	13.8	
	エネルギー起源二酸化炭素*		870.0	926.3	1,055.6	21.3	14.0	
		エネルギー	転換部門	0.5	0.5	0.5	−1 .6	12.1
		産業部門		306.1	233.2	270.5	-11 .6	16.0
			建設業·鉱業	(20.7)	(11.9)	(12.2)	-41.3	2.0
			製造業	(282.9)	(218.5)	(255.2)	-9.8	16.8
			農林水産業	(2.5)	(2.7)	(3.1)	26.0	15.8
		民生家庭部	ß₽¶	184.7	219.2	262.8	42.3	19.9
		民生業務部	BP9	263.3	297.3	335.7	27.5	12.9
		運輸部門		115.2	176.1	186.0	61.4	5.6
	廃棄物起源二酸化炭素*			9.8	12.1	12.4	26.9	3.0
メタ ご	メタン(CH4)*			25.4	19.8	19.8	-22.2	0.2
一酸化二窒素(N≥O)*		4.1	2.6	2.6	-37.3	0.3		
ハイドロフルオロカーボン(HFC)*		_	14.2	24.1	_	69.4		
バーフルオロカーボン(PFC)*			_	34.8	1.1		-96.9	
六フッ化硫黄(SF6)*		-	7.8	0.4	-	-94.6		
三フッ化窒素(NF3)*			_	1.1	0.7	_	-37.8	

※「一」は統計データがないため不明

温室効果ガスはどこから発生するの?何に使われてるの?

温室効果ガスは、様々な場面で発生し、また、様々なものに使用されています。地球温暖化 対策実行計画に登場する7種類の温室効果ガスの主な発生源や使用先を紹介します。

温室効果ガスの種類	主な発生源・使用先
二酸化炭素 (СО2)	化石燃料の燃焼等により発生
メタン (CH4)	下水処理の過程や水田、家畜のふん尿等から発生
一酸化二窒素(N 2 O)	下水処理の過程や農地に散布された窒素肥料から発生
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアコンや冷蔵庫などの冷媒に使用
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造過程で使用
六フッ化硫黄(SF6)	電子機器の絶縁材等に使用
三フッ化窒素(NF3)	半導体の製造過程で使用(平成27年(2015年)度から 追加)

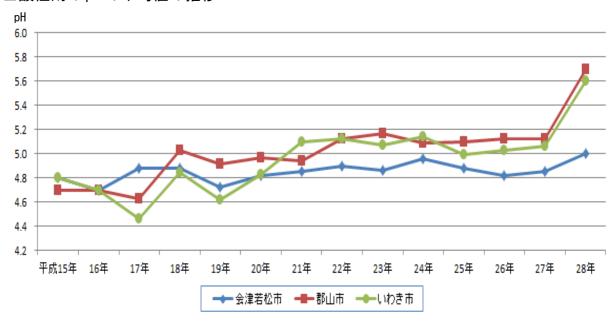
2 酸性雨及び酸性雪の現状

地球環境問題の1つである酸性雨については、早くから問題となっている欧米とほぼ同程度の酸性の降雨が全国的に確認されており、生態系への影響が心配されています。

このため、福島県では酸性雨の実態を把握するため、継続的にモニタリング調査を実施しており、本市においては、会津保健福祉事務所(追手町)が調査地点となっています。加えて、市では「東北都市環境問題対策協議会*」の共同調査として、冬季間に酸性雪調査を実施していますが、これら県内の酸性雨及び酸性雪の調査結果と比較すると、会津

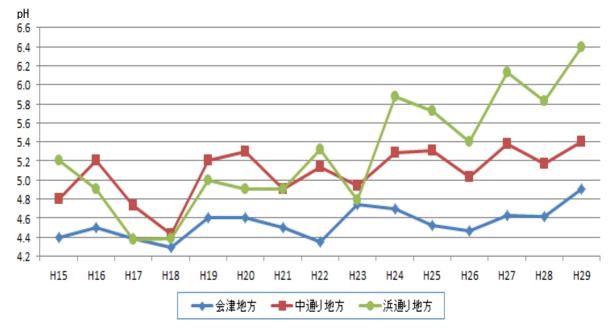
■酸性雨の pH の平均値の推移

地方は酸性の度合が高い (pH*が低い) 傾向が見られます。



(資料:福島県)

■酸性雪の pH の平均値の推移



(資料:東北都市環境問題対策協議会)

第3章 本市の望ましい環境像と計画の基本目標

第1節 望ましい環境像

今日、これまでの大気汚染等の公害問題や都市化の進展、生活様式の変化による廃棄物の 増大、騒音問題といった地域的な問題のほか、地球温暖化、資源・エネルギー問題等の地球 規模の問題が深刻化しています。

とりわけ、東日本大震災以降は、除染等による環境回復や地域における再生可能エネルギーの供給システムの確立、環境と社会との共生・持続可能性の仕組みづくりが求められています。

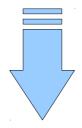
また、平成27年(2015年)9月、国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会が持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題として「持続可能な開発目標(SDGs)」が示されました。この中で、環境問題は、経済的・社会的な課題と相互関連し、不可分であることが明記されています。

本市においても、地球環境の保全や地球温暖化防止、都市型公害を含む様々な公害等に対応しながら、本市の豊かな自然環境を健全で恵み豊かに将来の世代に引き継ぐことと、東日本大震災からの地域経済の活力再生や地方創生に向けた取り組みとの調和を図っていく必要があります。

また、本市では、健康や防災、エネルギー、環境といった市民生活を取り巻く様々な分野での連携を深めながら、将来に向けて、持続力と回復力のある力強い地域社会、市民が安心して快適に暮らすことができるまち、「スマートシティ会津若松」を目指して様々な取り組みを進めています。

こうした状況を踏まえ、私たちは、一人ひとりの行動が地球環境に影響を及ぼしていることや、私たちが生活する上で、環境の保全は欠かすことのできないものであることを認識し、 環境を守りながら、快適で豊かな生活を目指すこと(=スマート)が重要となります。

本計画では、この『スマート』な考え方や行動規範を基本とし、自然や生活環境を良くしていく取り組み、ムダのない省エネルギーに配慮した生活、再生可能エネルギーの活用などを、市民や事業者、行政が連携・協働し取り組むことにより、自然環境と事業(経済)活動、日常生活とが調和した社会を目指します。



『規制』から『調和』へ

望ましい環境像

「土・水・緑 そして人 共に創るスマートなまち 会津若松」

第2節 計画の基本目標と個別目標

「望ましい環境像」を実現するため、以下の「基本目標」と「個別目標」を設定します。

基本目標1

きれいな環境で、 安心して健康に 暮らせるまちをつくる

基本目標2

緑豊かで、 住んでいて心地よく、 人と自然が共生する まちをつくる

望ましい環境像

土・水・緑 そして人 共に創るス<mark>マートなまち</mark> 会津若松

基本目標3

地球温暖化を防ぐため、 環境と事業活動が 調和したまちをつくる

> 一地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) -

基本目標4

環境保全をともに学び 協働する まちをつくる —



基本目標の実現に向けた個別目標

基本目標

- 1-1 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち
- 1-2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち
- 1-3 放射能の不安のない安心なまち

基本目標 2

- 2-1 豊かな自然環境を守り、育てるまち
- 2-2 美しい里山と農地を守り、活かすまち
- 2-3 猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち -猪苗代湖水環境保全計画-

- 基本目標
- 3-1 再生可能エネルギーの地産地消ができるまち -新エネルギービジョン、バイオマス活用推進計画-
- 3-2 みんなでСО2を減らすまち
- 3-3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち
- 3-4 「もったいない」が息づくまち

基本目標

- 4-1 みんなで考え、みんなで学ぶまち
- 4-2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち